

# 一般財団法人ダイバーシティ研究所 謝礼金等に関する規程

制定 2013年7月25日

改訂 2021年4月1日

(趣旨)

第1条 一般財団法人ダイバーシティ研究所(以下、「研究所」という。)における報酬及び謝金の支給に関する取扱いについては、別に定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

(講演等謝金)

第2条 研究所が実施する講演又は研修等において、講演又は研修等の講師を依頼した場合における講師の謝金(以下、「講演等謝金」という。)の単価は、別途、講演等謝金規程で定める。

2 講演又は研修等の実施にあたり、事前又は事後に打合せ等の時間を必要とする場合には、打合せ等に要する時間を実施時間を含めて講演等謝金を支給することができる。

3 特に顕著な業績を有する者に講演を依頼する場合、その他特段の事情により第1項の規定によりがたい場合の講演等謝金の額については、理事会の承認により、代表理事が別に定めることができる。

(講演等謝金の調整)

第3条 座談会形式またはそれに類する形式で行われる講演又は研修等の講師に対する講演等謝金の額は、前条に定める額の9割の額とする。

2 同一の日において同一内容の講演又は研修等が2回以上なされる場合、第2回目以降の講演又は研修等に対する講演等謝金の額は前条に定める額の9割の額とする。

(委託等に関する報酬)

第4条 研究所が実施する事業において、委託等の場合における事業協力者への報酬(以下、「委託費」という。)の単価(日額)は、別表1のとおりとする。

2 特段の事情により第1項の規定によりがたい場合の委託費等の額については、理事会の承認により、代表理事が別に定めることができる。

3 研究所の役員および職員において委託等の事業執行における報酬の標準単価は別表1のとおりとし、理事会の承認により、代表理事が別に定めることができる。

(旅費交通費)

第5条 講演又は研修等の講師および事業協力者等に対する旅費交通費については別表2の定めるところにより、その実費額を支払う。

別表 1

金額単位:円

	等級	内容	日額
委託費 等	A級	事業統括者(代表理事相当)	25,000
	B級	事業責任者(理事相当)	20,000
	C級	事業担当者(職員相当)	15,000
	D級	事業補助者	9,000

別表 2

金額単位:円

交通費	航空機	実 費(エコノミークラス正規航空運賃表を上限とする。)
	鉄 道	正規鉄道運賃表による(グリーン車等の特別な費用は認めない。)
	その他	実 費(領収書と引き換え)
宿 泊 費		実 費(10,000 円/泊を上限とする。)